

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 22 日

市内障害児通所支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市障害福祉課長
西宮市生活支援課長

新型コロナウイルス感染症の感染症分類の変更に伴い
廃止される障害児通所支援事業所における臨時的取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡）（以下、「変更後事務連絡」という。）が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、令和 5 年 6 月 1 日より適用することとしました。

これに伴い、従前、臨時的な取扱いとして認められていた電話等支援（オンライン等による代替的なサービス提供を含む）は、事業所を休業した場合の居宅への訪問による支援を除き、廃止となりますので、今後は、変更後事務連絡その他国通知等に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、下記の通知等については令和 5 年 5 月 31 日限りで廃止になること申し添えます。

記

- ・ 「令和 2 年 7 月以降の西宮市内指定障害児通所支援事業所の取扱いについて」（令和 2 年 6 月 26 日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う保育所等訪問支援事業所の対応について」（令和 4 年 2 月 8 日西宮市法人指導課他連名事務連絡）
- ・ 「障害児通所支援事業所のサービス提供の重複を避けるための対応方針について（通知）」（令和 2 年 5 月 7 日西宮市法人指導課長事務連絡）
- ・ 「西宮市指定障害児通所支援 Q&A」（令和 4 年 2 月 28 日版）

以上

【問合せ先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3423

西宮市 障害福祉課

電話：0798-35-3767

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130